

別記

森林経営管理法第36条第2項及び第44条第1項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準

項目	基準	事業分野 ^(注)		説明
		主伐・再造林	間伐	
<p>1. 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること</p> <p>以下の(1)から(9)の項目のうち、民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしていること。 ただし、(2)から(7)までの施業に関する項目については、申請者自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負等も含めて判断するものとする。</p>				
<p>(1) 生産量の増加又は生産性の向上、経営管理の対象となる森林の確保(ア、イのいずれかに該当していること)。</p>				
ア 生産量の増加又は生産性の向上	(ア)・(イ)のいずれかに該当していること。 (ア) 素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 (イ) 素材生産に関し、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。			現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。 「一定の割合」とは、5年間で2割とする。 「一定の水準」とは、生産量は5,000m ³ /年、生産性は間伐8m ³ /人日、主伐11m ³ /人日とする。 ただし、比較する数値は直近3事業年度の実績の平均値とする。
イ 経営管理の対象となる森林の確保	経営管理対象森林(所有権その他長期間経営しうる権利を取得している森林)の面積を一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理対象森林の面積が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	○	○	基準欄に記載の「その他長期間経営し得る権利を取得している森林」については、以下のいずれかに該当するものとする。 ・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・5年以上の長期に渡り、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 「一定の水準」については、30haを目安とする。 ただし、比較する数値は直近3事業年度の実績の平均値とする。
(2) 生産管理又は流通合理化	以下のいずれかに該当すること。 ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。 ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること	○	○	
(3) 造林・保育の省力化及び低コスト化	以下のいずれかに該当すること。 ア 伐採・造林の一貫作業システムの導入 イ コンテナ苗の使用 ウ 低密度植栽 エ 下刈の効率化 オ その他省力化低コスト化の取組	○	—	

(4)主伐後の 再造林の確 保	以下の両方に該当すること。 ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的 に実施する体制を有すること。 イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただ し、他者の所有する森林の主伐にあつて は、事前に森林所有者に対する適切な 更新の働きかけに取り組んでいれば足り るものとする。	○	—	「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両 方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない 民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間 事業者との連携協定、発注等により一体的に実施で きる体制があることとする。 なお、経営管理実施権の設定を受けている森林 については必ず再造林を行っていること。
(5)生産や造 林・保育の 実施体制の 確保	以下のいずれかに該当すること。 ア 素材生産又は造林・保育に関して3 年以上の事業実績を有すること。 イ 所属する現場作業職員の現場従事 実績等が3年以上であること。 ウ 林業技能士(1級または2級)が在籍 していること。	○	○	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年 以上」は連続していることを要さない。 「3年以上」に満たない場合であっても、所属する 現場作業員が林業大学校等での2年間の課程を修 了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場 合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の 能力を有していると認められる場合は、基準を満た しているものとする。
(6)伐採・造 林に関する 行動規範の 策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に 向けて民間事業者が遵守すべき行動規 範の策定等を行っていること。	○	○	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専 門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定す ることのほか、所属する業界団体等が策定した行動 規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。
(7)雇用管理 の改善及び 労働安全対 策	以下のいずれにも該当していること。 ア 林業労働力の確保の促進に関する 法律第4条に基づく京都府の基本計画 に定められた労働環境の改善その他の 雇用管理の改善を促進するための措置 に係る取組又はこれに準ずる取組を行 っていること。 イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛 生法に基づく安全衛生教育を行っている こと。 ウ 労働者災害補償保険に加入している こと(一人親方等の特別加入を含む)。 エ 以下に定める届出を行っていること (届出の義務がない場合を除く)。 (ア)健康保険法第48条の規定による 届出 (イ)厚生年金保険法第27条の規定 による届出 (ウ)雇用保険法第7条の規定による 届出 オ 過去3年以内に休業4日以上労働 災害(死亡災害含む)が発生していないこ と。ただし、労働災害が発生している場 合であっても、適切な再発防止策が定め られていると知事が認める場合は、この 限りではない。	○	○	アの取組とは、以下(ア)(イ)の両方の取組をそれぞ れ1項目以上実施していることをいう。 (ア) 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、 月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改 善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職 金共済への加入等の福利厚生等の充実等の雇用管 理の改善等 (イ) リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業 現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門 家による安全診断・指導等の労働安全対策等 イの「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必 要な安全衛生教育を終了していること、又はこれら 同等の技能を有していると認められることをもって基 準を満たしているものとする。 オの「適切な再発防止策が定められていると知事が 認める場合」とは、府の災害報告又は労働基準監督 署の報告(写)等に再発防止策の具体的な取組が記 載され、現場作業職員を含む組織内全員にその内 容が周知されていることをいう。

(8)コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当していること。 ア 以下のいずれにも該当しないこと。 (ア) 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 (イ) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に進められていると認められない者 (ウ) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 (エ) (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 (オ) その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者</p> <p>イ 以下のいずれにも該当すること。 (ア) 事業主と森林所有者、事業主と請負事業者とで書面による取引条件を明示していること。 (イ) 個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること</p>	○	○	<p>ア(ア)の「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主を、「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。 ア(オ)の「その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等とする。 イ(イ)の要領は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等を参考に、個人データの漏えい等の防止及びその他の個人データの安全管理に関し必要な事項等、個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な処置を記載した要領などを整理すること。なお、要領の制定に際し、役員会等の承認が必要な場合は、作成した案を提出した上で、登録から1年以内に制定すること。</p>
(9)常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。	○	○	

2. 経営管理を確実に進めるに足る経理的な基礎を有すると認められること

(1)経理状況	<p>次の両方を満たしていること。 ア 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。 イ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p>	○	○	<p>アの「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。 (ア) 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 (イ) 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。 (ウ) (ア)又は(イ)を満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p>
---------	---	---	---	---

注

1 事業分野における事業分野の考え方は、以下のとおりとする。なお、(1)(2)の両方の事業を実施する場合は、(1)の基準の適合を確認する。

(1) 主伐・再造林

主伐及び再造林（保育施業も含む）の施業を過去5年間及び登録期間中に実施する事業者

ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する民間事業者との連携協定、発注等により一体的に実施した実績がある事業者

(2) 間伐

(1)の施業を過去5年間及び登録期間中に行わず、搬出間伐により素材生産を実施する事業者